

介護保険請求等に関するお知らせ

【介護保険審査増減単位数通知書とは】

請求された「介護給付費請求明細書」と給付管理票との突合などにより減点（又は増点）となったものを一覧表にし、事業所さまに通知するものです。
この通知が届いた際の対応について説明しますのでご確認ください。

（介護保険審査増減単位数通知書）

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容
					-100	A	給付管理票に実績が記載されていないもの 確定単位数（ 0 単）請求単位数（ 100 単）
					-200	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数（ 100 単）請求単位数（ 300 単）

内容に「給付管理票実績が記載されていないもの」と記載された場合

原因・・居宅介護支援事業所または地域包括支援センターから提出されている給付管理票に該当のサービス事業所の計画単位数の記載がない、または該当のサービス種類の記載がない場合、確定単位数は0単位となる

「給付管理票に実績が記載されていないもの」となる例と対応

【例】

請求明細書

A 事業所
請求単位数 100 単位

突合

給付管理票

サービス計画
B 事業所 500 単位
C 事業所 300 単位

A 事業所のサービス実績が記載されていないため、確定単位数が0単位となる

【対応】

①給付管理票の記載に誤りがあった場合

居宅介護支援事業所または地域包括支援センターに「A 事業所 100 単位」のサービス計画を入れた給付管理票を「修正」区分で請求するように依頼する

給付管理票を修正し、請求した審査月分として A 事業所に 100 単位分が支払われる

②請求明細書の記載に誤りがあった場合
（サービス種類の記載誤り等）

請求明細書の取消しが必要な場合は、該当保険者に過誤申請する

※裏面へ続きます

内容に「給付管理票の実績を超えるもの」と記載された場合

原因・・・サービス事業所の明細書と給付管理票を突合した時、給付管理票にサービス事業所の計画単位数が記載されているが、給付管理票の計画単位数が請求明細書の請求単位数よりも少なかった場合

「給付管理票の実績を超えるもの」となる例と対応

【例】



【対応】

①給付管理票の記載に誤りがあった場合の対応

居宅介護支援事業所または地域包括支援センターに A 事業所の計画単位数を 300 単位にした給付管理票を「修正」という区分で請求するよう依頼する

②請求明細書の記載に誤りがあった場合の対応

居宅介護支援事業所または地域包括支援センターの A 事業所の計画単位数 100 単位が正しい場合、請求単位数 300 単位のうち 100 単位が確定され、その差額分—200 単位が増減単位数として記載される。
→サービス事業所は再請求の必要なし

※増減単位通知書の内容を確認し、内容に応じて対応していただきますようお願い致します。内容を確認して不明な点がございましたら本会までご連絡下さい。

【介護給付費明細書等に関する各種日程について（2月）】

◎請求締切日

平成 31 年 2 月 10 日（日）（郵送の場合は **8 日(金)** 必着となります）

※本会に直接ご持参される場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとなります。

◎介護給付費等振込のお知らせ（介護給付費等支払決定額通知書）

平成 31 年 2 月 25 日（月）（平成 31 年 1 月審査分）

◎介護給付費・主治医意見書作成料支払日

平成 31 年 2 月 28 日（木）（平成 31 年 1 月審査分）

◎審査結果等の通知（請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表等）

平成 31 年 3 月 1 日（金）（平成 31 年 2 月審査分）